2023 年 7 月 25 日

各　　位

会　社　名　　株式会社　淺沼組
代 表 者 名　　代表取締役社長　浅沼　誠
ｺｰﾄﾞ 番 号　　1852(東証プライム)
問 合 せ 先　　執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
浅沼　真里香
電 話 番 号　　06(6585)5500

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、千葉県市川市発注の工事の入札に関し、公契約関係競売入札妨害罪で当社従業員が有罪判決を受け、刑が確定したことにより、本日付で、国土交通省近畿地方整備局から下記のとおり建設業法第28条第３項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、「4.　再発防止策」の徹底を全社を挙げて進め、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1.　停止を命じられた営業の範囲及び期間

停止を命じられた営業の範囲	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における解体工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
期間	令和５年８月９日から 令和５年 12 月６日までの 120 日間

（注1）「解体工事業に関する営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2.　業績に与える影響

現時点では業績予想の修正予定はありませんが、今後業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

3.　本事案を受けた当社の対応

2022年７月当社従業員の逮捕を受け、以下の対応を行いました。

(1)　社長（コンプライアンス委員長）より全役職員宛にメッセージを発信

- 当該従業員の逮捕を受け、全役職員宛にコンプライアンスの徹底を指示

(2)　取締役・執行役員の報酬減額

- 2022年８月16日付「取締役等の報酬の減額に関するお知らせ」にて開示の通り

(3)　当該従業員に対する懲戒処分

- 2022年10月20日付「再発防止策について」にて当社ウェブサイトに開示の通り、同年９月８日付で処分を実施

(4)　監査の実施

- 2018年度以降に受注した全国の公共工事（前掲注２）を対象に監査室にて入札プロセスを監査。類似事案が無いことを確認

4.　再発防止策

再発防止策として以下の対応を実施しております。

(1)　コンプライアンスの徹底

- 社長（コンプライアンス委員長）より営業担当役職員宛にコンプライアンスの徹底に向け適時適切な情報共有及び営業担当が相談しやすい職場環境作りを改めて要請
- 建築・土木事業本部より入札案件取得時等の情報共有経路・レポートラインを明示
- コンプライアンスの手引きに「公共工事の適正な入札・契約行為」の内容詳細を明確化
- 研修の実施
  本事案を受け、これまで継続実施していたコンプライアンス研修に加え、下記の研修を実施

研修タイトル・内容	講師	対象
「入札等の妨害の罪について」	外部講師	役員
「公契約関係競売入札妨害罪にかかる弊社社員の起訴から学ぶこと」	外部講師	役員
「公契約関係競売入札妨害罪の要件」 「営業活動において遵守すべき事項」	外部講師	官庁営業担当・見積り担当職員
「公契約関係競売入札妨害罪にかかるコンプライアンス研修」	コンプライアンス室	官庁営業担当・見積り担当職員

(2)　管理職への教育（部下への指導方法について）

(3)　継続実施項目の更なる強化

- コンプライアンス研修（年次開催、全役職員を対象（階層別））
- コンプライアンスに関する情報発信（月次発信、全役職員を対象）
- 内部通報窓口（社内窓口及び社外弁護士の窓口）の対応
- 入札プロセスの監査

以　上